

第6節 予防行政

～建物の安全性を確保～

1 建物の設計段階からの防火安全

(1) 消防同意

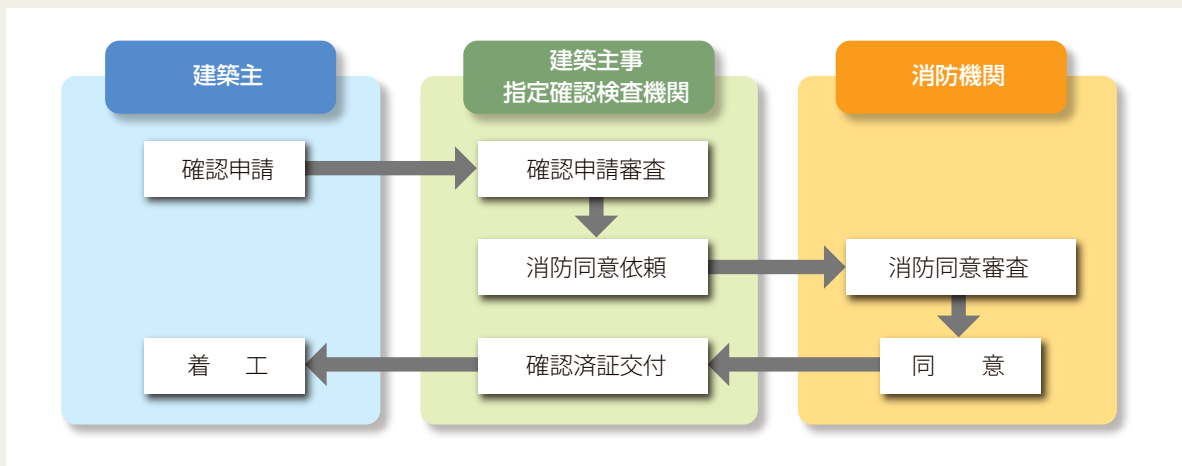
建物の火災を予防し、発生した火災から人命や財産を守るためには、建物の設計段階から火災予防上必要な措置を講じることが重要です。

消防法及び建築基準法では、建築主事または指定確認検査機関が建築確認を行う場合、防火地域、準防火地域以外の区域に建築する一部の住宅を除き、あらかじめ

消防長または消防署長の同意を得なければならないとされています。(図表2-6-1)

消防機関は、消防同意制度を通じて消防法、建築基準法をはじめとする各種関係法令の防火に関する規定について審査するとともに、防火の専門家として建物の特性に応じた防火安全対策を指導しています。

■ 図表2-6-1 消防同意制度のしくみ



(2) 建物の使用・変更等の届出

火災予防条例では、建物の使用・変更等に際し、届出を義務付けています。

ア 防火対象物工事等計画届出書

建物の建築、修繕、用途変更等に係る工事等を行おうとする者は、工事等に着手

する7日前までにその内容を消防署長に届け出なければなりません。

なお、建築確認を伴う場合や住宅または長屋として使用する建物は、届出の必要はありません。

イ 防火対象物使用開始届出書

建物またはその部分を使用しようとする者は、使用を開始する7日前までにその内容を消防署長に届け出て検査を受けなければなりません。

ウ 防火対象物一時使用届出書

建物またはその部分を一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用しようとする者は、使用を開始する日の7日前までにその内容を消防署長に届け出て検査を受けなければなりません。

(3) 消防用設備等の設置・変更等の届出

建物の関係者（所有者、管理者、占有者）は、消防用設備等（消防法施行令で定める消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）について、これらが火災等の災害時に必要とされ

る性能を有するように、消防法または火災予防条例で定める技術上の基準に従って、設置及び維持しなければなりません。

消防用設備等の種類と概要は図表2-6-2のとおりです。

■ 図表2-6-2 消防用設備等の種類と概要

種類			概要
消防の用に供する設備	消火設備	消火器具	消火器など初期消火で使用する器具
		屋内消火栓設備	消火器具による消火が困難な火災を消火する設備
		スプリンクラー設備	火災を自動で感知し、放水して消火する設備
		水噴霧消火設備等	火災を自動で感知し、泡等を放射して消火する設備
		屋外消火栓設備	火災を消火するため、屋外に設置する設備
	警報設備	自動火災報知設備	火災を自動で感知し、音で知らせる設備
		ガス漏れ火災警報設備	ガスを自動で検知し、音で知らせる設備
		漏電火災警報器	漏電を自動で検出し、音で知らせる設備
		消防機関へ通報する火災報知設備	火災の発生を消防機関に知らせる設備
		非常警報器具・非常警報設備	火災の発生を音で知らせる器具・設備
設備 避難	避難器具	火災時、屋外へ避難する設備	
	誘導灯・誘導標識	火災時、屋外までの避難方向を示す設備	
消防用水			消防隊が消火するための水を貯水している設備
必要な施設 消火活動上	排煙設備	消防隊が活動するため、火災の煙を屋外に排出する設備	
	連結散水設備	消防隊の活動を支援するため、地下に散水する設備	
	連結送水管	消防隊が消火するための水を高層部分等にする設備	
	非常コンセント設備	消防隊の装備に電源を供給するための設備	
	無線通信補助設備	消防隊の無線機を地下で使用するための設備	

消防法または火災予防条例では、消防用設備等または特殊消防用設備等の工事に際し、届出を義務付けています。

ア 工事整備対象設備等着工届出書 ・消防用設備等設置計画届出書

消防用設備等または特殊消防用設備等の工事を行う場合は、当該工事に着手する10日前までに、その旨を消防署長に届け出なければなりません。

イ 消防用設備等設置届出書

消防用設備等または特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合は、当該工事が完了した日から4日以内に、その旨を消防署長に届け出て検査を受けなければなりません。



（４）火気設備・電気設備等の設置・変更等の届出

火気設備や電気設備からの出火を防止するため、火災予防条例により設置場所や構造などを定めています。また、一定規模以上のものを設置しようとする者は、当該工事に着手する日の7日前までに、「火を使用する設備等の設置（変更）届出書」を消防署長に届け出て検査を受けなければなりません。

（５）使用検査・中間検査

火災予防条例に基づき、建物が防火に関する規定に適合しているかについて、消防機関が使用検査及び中間検査を行い確認しています。

ア 使用検査

建物またはその部分の工事等が完了した際、消防機関が消防法、建築基準法をはじめとする各種関係法令の防火に関する規定に適合していることを確認するための検査です。

イ 中間検査

使用検査では確認が困難となる部分がある場合に、工事が完了する前に行う検査です。



2 危険物規制

(1) 危険物施設の規制と保安管理

ア 危険物施設の規制

ガソリン、灯油など「消防法」で定められている危険物を指定数量*以上貯蔵し、または取り扱う施設を新たに設けようとして、その位置、構造、設備を変更しようとする場合は、市町村長等の許可を受けるとともに、工事が完了した時には、市町村長等が行う完成検査を受けなければなりません。

また、貯蔵し、または取り扱う危険物の種類や数量を変更しようとする場合も、市町村長等に届け出ることであります。なお、東京消防庁管内では、消防総監がこれらの事務を行っています。

東京消防庁では、これらの許可申請や届出に対する審査・検査を通じて、危険物施設の安全を確保しています。

※ 指定数量とは、危険性を勘案して危険物の規制に関する政令で定められている危険物の数量のことです。

イ 保安管理

危険物施設における事故原因をみると、維持管理不十分、操作確認不十分等の人的要因や劣化（腐食、疲労等）、破損等の物的要因などから発生しています。このようななか、地下タンクの流出事故防止対策等を主な内容とする危険物の規制に関する規則等の一部改正（平成23年2月1日施行）を受け、地下タンクに対しては、ガラス繊維強化プラスチックによる内面ライニングや電気防食等の措置を講じるよう推進しています。

「消防法」では、危険物施設の安全を確保するため、「危険物取扱者」による危険物の取扱いや、施設規模等に応じて「危険物保安統括管理者」「危険物保安監督者」「危険物施設保安員」による危険物取扱作業の管理・監督、施設の維持・管理等の保安業務の実施を義務付けています。

（図表2-6-3）

(2) 危険物施設における自然災害対策の推進

ア 地震対策

大規模な地震に備え、危険物施設の構造や設備について、耐震性を増すなどのハード面の対策に加え、地震発生時における施設の点検、応急措置などのソフト面の対策の指導を推進しています。

また、非常用発電設備の危険物配管や

排気筒の耐震性の検証、給油取扱所の営業継続判断基準の検討、避難所における危険物の安全対策など、震災時において都民生活に必要な危険物の安全対策を推進しています。

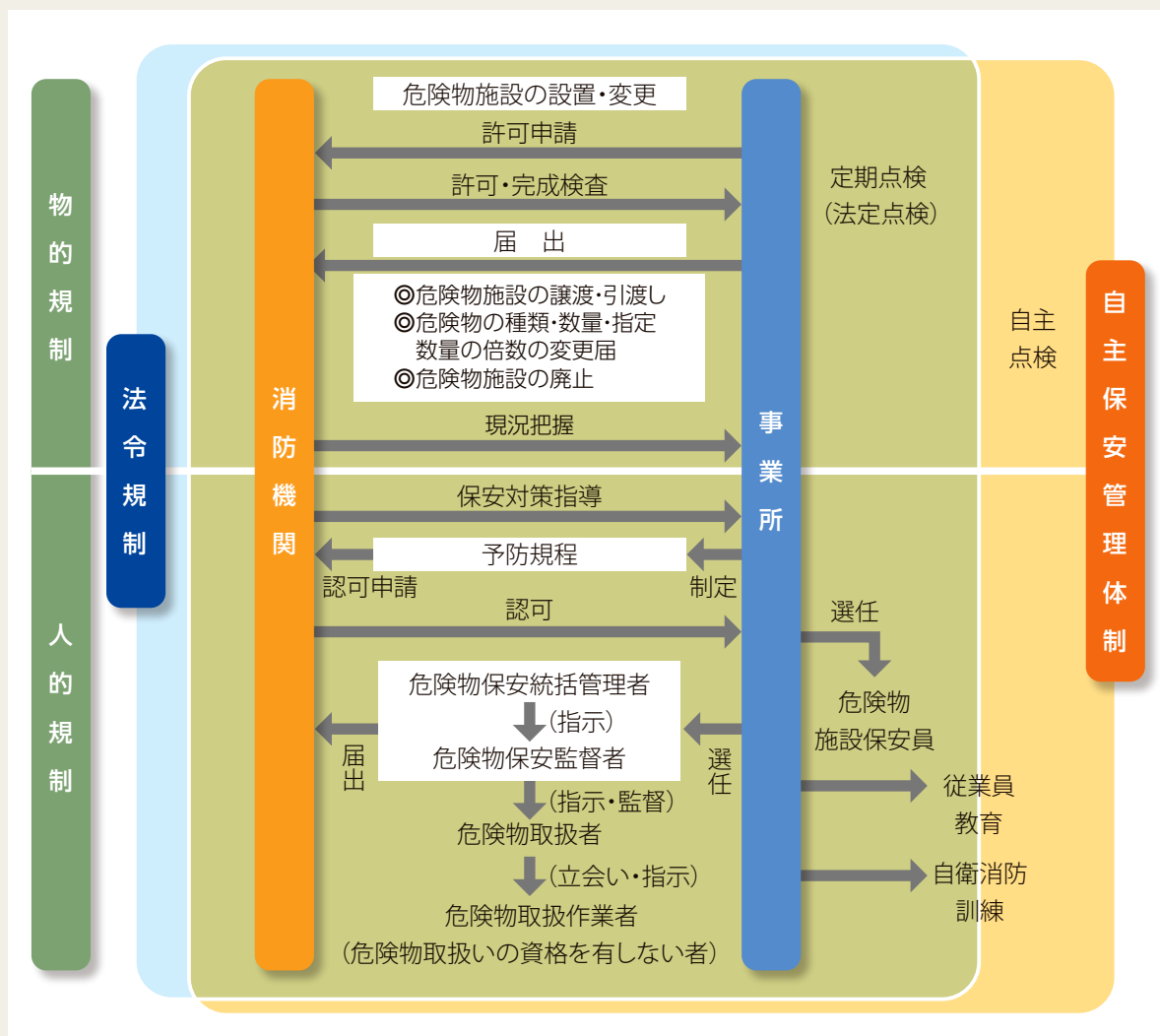
イ 風水害対策

平成30年7月豪雨や台風21号等の風水害により、東京都をはじめ全国の危険物施設で被害が多発したことを受け、想定される災害リスク（浸水や土砂災害等の発生危険）に応じて、迅速かつ的確な応急対策が確保されるよう総務省消防庁において「危険物施設の風水害対策ガイドライン」がと

りまとめられました。

危険物施設の事業者にはガイドラインを周知し、「平時からの事前の備え」「風水害の危険性が高まってきた場合の応急措置」「天候回復後の点検、復旧」による風水害対策を推進しています。

■ 図表2-6-3 危険物施設における安全対策



(3) ガスの保安対策と届出

ア 都市ガス

超高層の建物や地下街などにおける都市ガスに起因する爆発事故などを未然に防止するため、昭和54年3月「超高層建築物における人命安全対策」及び「地下街の消防対策」についての火災予防審議会の答申を踏まえ、ガス事業者に対して、都市ガス施設の安全対策としてガス漏れ警報器及び緊急遮断装置の設備などについての指導を行ってきました。

その後、昭和55年8月16日、静岡駅前ゴールデン街のガス爆発火災を教訓

として、昭和56年1月「消防法施行令」が改正され、地下街等には消防用設備等のひとつとしてガス漏れ火災警報設備が義務付けられました。さらにガス事業関係法令も改正され、特定地下街などに緊急遮断装置などの設備がそれぞれ義務付けられるなど法制面の強化が図られました。

加えて、地下街などにおける都市ガス漏えい時の自主防火管理体制の確立に努めています。

イ 可燃性ガス

平成19年6月19日、東京都渋谷区の温泉くみ上げ施設において爆発火災が発生しました。これを踏まえ、平成20年7月「消防法施行令」が改正され、温泉く

み上げ施設に対してガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられるなど、法制面の強化が図られました。

3 火災予防査察

(1) 立入検査

「立入検査」は、消防法に基づき建物（住宅、長屋を除く）または危険物施設（ガソリンスタンドなど）に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱いについて検査及び質問を行い、火災予防上の不備欠陥事項について関係者に指摘し、自主的な改修を促すものです。また、「立入検査」を基点とし、これに関連する警告、命令、代執行または告発等の行政指導及び法的措置を含めて「防火査察」といいます。

当庁では、建物の危険実態をとらえ優先順位を定め、立入検査を実施しています。立入検査の実施状況については、94ページをご覧ください。

また、社会的に影響の大きい火災等の災害が発生した場合などには、防火安全を徹底し、類似施設における火災を防止するために東京消防庁管内全域で一斉に行う立入検査（特別査察）を実施しています。近年では、令和7年中に大阪市中央区で複数の死傷者を伴う雑居ビル火災が発生し

たことを受けて、違反の再発等の火災予防上の危険を早期に発見するため、一斉立入検査を実施しました。

このほか、当庁では、災害活動が終了した後、ポンプ隊等がその建物や隣接した建

物に対して、階段、通路などの避難施設の管理状況を検査する立入検査（「災害出場の立入検査」という。）も実施しています。



▲ 特別査察の状況



▲ 一斉立入検査の実施状況

（２）繁華街地域の火災予防体制を強化

ア 繁華街査察

昼夜を問わず、不特定多数の利用客等で賑わいを見せる繁華街地域は、営業実態が多様な店舗や避難経路となる階段が1系統しかない小規模雑居ビルなど、災害発生時の人命危険が高い建物が多い傾向があります。

東京都内においても、過去、国内有数の繁華街である新宿歌舞伎町地域の中心部に建つ小規模雑居ビルで、死者44名という甚大な被害をもたらした火災が発生しており、繁華街地域における防火安全性を確保するためには、実効的で継続的な火災予防対策が求められています。

これらのことを踏まえ、都内の繁華街地域において、火災発生時の人命危険を事前に排除することなどを目的として、階段や廊下などの避難施設の維持管理状況

の確認を重点とした繁華街査察により、繁華街地域の防火安全対策に努めています。

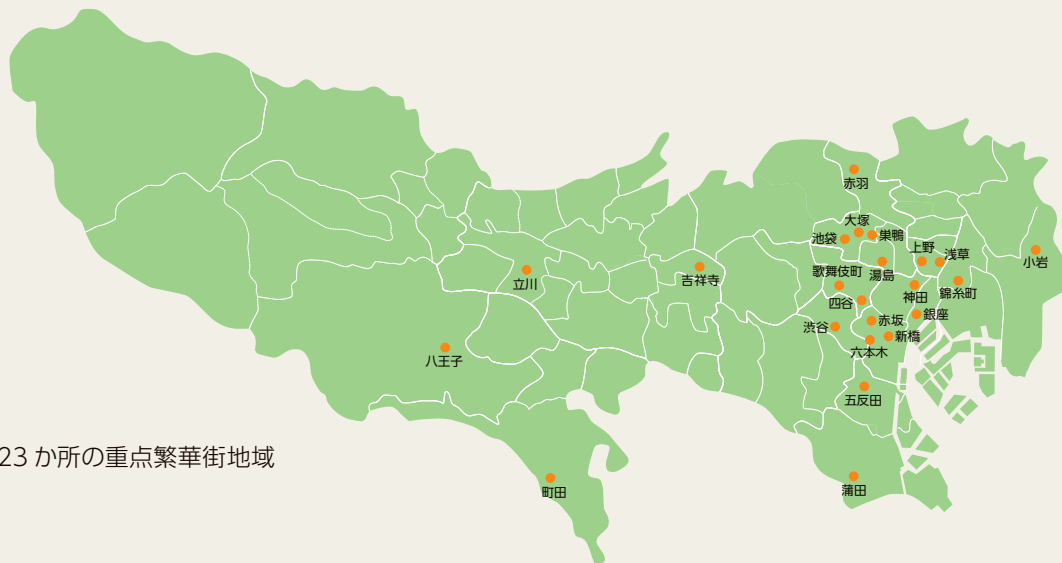


▲ 避難施設の確認状況

イ 重点繁華街地域

平成31年4月から、繁華街地域における夜間・休日等の査察体制の充実などを目的として、新宿消防署機動査察隊を発隊し、立入検査や違反是正指導を強力に推進しています。

また、新宿区歌舞伎町地域や渋谷地域など、特に重点的な防火査察の推進が必要な23か所の地域を重点繁華街地域として指定し、機動査察隊等による立入検査などにより、繁華街地域の火災予防体制の強化を図っています。



▲ 23か所の重点繁華街地域



▲ 繁華街査察の実施状況

コラム

新宿消防署機動査察隊活動中! ～今日も繁華街地域の防火安全のために～

繁華街地域においては、特に夜間等に営業している事業所の実態把握や関係者への接触が困難で、さらに頻繁なテナ



ントの入れ替わりや関係者の防火安全への意識が低いことなどから、防火管理関係等の繰り返し違反が発生してい

る状況がありました。そのため、繁華街地域において、夜間営業の事業所への継続的な指導や未把握事業所の実態把握、違反処理を効果的に推進するため、平成31年4月3日から新宿消防署機動査察隊が発隊しました。

主な業務は以下のとおりです。

- 1 夜間・休日に立入検査や違反是正指導を実施
- 2 地域特性に合わせた夜間早朝の届出対応
- 3 繁華街地域における災害時の消防活動を積極的に支援

(3) 行政措置

消防法令違反に対して是正・再発防止するための行政指導と行政処分の方法についていくつか紹介します。

ア 警告

「警告」とは、立入検査等により把握した消防法令違反について是正を指導しても、違反者が是正の意思を示さない場合に、違反者に対して強く是正を促し、これに従わない場合は、命令・告発などの法的措置をもって対処することを伝えることです。

イ 命令

「命令」とは、消防法や火災予防条例に

基づき、消防法令違反者等に対して、強制的に違反の是正を促すことです。

ウ 告発

「告発」とは、消防が把握した消防法令違反事実を検察や警察といった捜査機関に申告し、違反者の処罰を求めることです。例として、消防法令違反者に対し命令を発令したにもかかわらず、違反者が是正の意思を示さないときに、違反者の悪質性等を考慮し告発を検討する場合があります。

エ 消防法令違反通告措置

「消防法令違反通告措置」とは、危険物取扱者・消防設備士の資格者が消防法令

違反に係る行為を行っていた事実を確認した場合に、資格者に対して違反した内容を通知して再発防止するよう指導することです。違反内容が悪質な場合は、消防法に基づき、資格免状の返納を命令することもあります。

オ 許可・認定・承認などの取り消し処分

消防法に基づき危険物施設として許可を受けた施設や防火対象物点検報告の特例の認定を受けている建物、火災予防条例に基づき禁止行為の解除承認を受けている建

物などで、立入検査や火災などにより消防法令違反事実が確認され、取消基準に該当した場合は、法令に基づき取消を行います。



優マーク制度PV

「優マークマン (3D)」15 秒 ver.



(4) 安全・安心情報の発信

ア 優良防火対象物認定表示制度

火災予防条例の規定に基づく優良防火対象物認定表示制度（優マーク制度）は、平成 13 年の新宿区歌舞伎町ビル火災以降、建物に対する安全・安心への関心が一層強まり、都民及び建物関係者からの要望があったことを踏まえ、平成 18 年 10 月に始まりました。優マーク制度は東京消防庁独自の制度で、消防法に定める防火管理が義務となるすべての建物が対象となります。建物関係者からの申請に基づき、建物の防火安全性を審査及び検査し、防火安全対策の向上に積極的に取り組み、法令基準を上回る高い安全性を継続して備えている建物として防火上優良な建物であると認定された場合は、優良防火対象物認定証（図表2-6-4）を建物等に表示できる制度です。

優マーク制度の状況については、96 ページをご覧ください。

イ 違反对象物の公表制度

火災予防条例の規定に基づき、平成 23 年 4 月 1 日から運用開始した「違反对象物の公表制度」は、消防機関が立入検査を実施し、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務違反や防火管理等の違反の繰り返しがある建物を把握した場合、火災予防条例に基づき、消防関係法令違反のある建物を公表する制度です。この制度は、建物を利用する方が建物の安全に関する情報を入手し、当該建物の利用について判断できるよう、情報提供することを目的に制定されました。

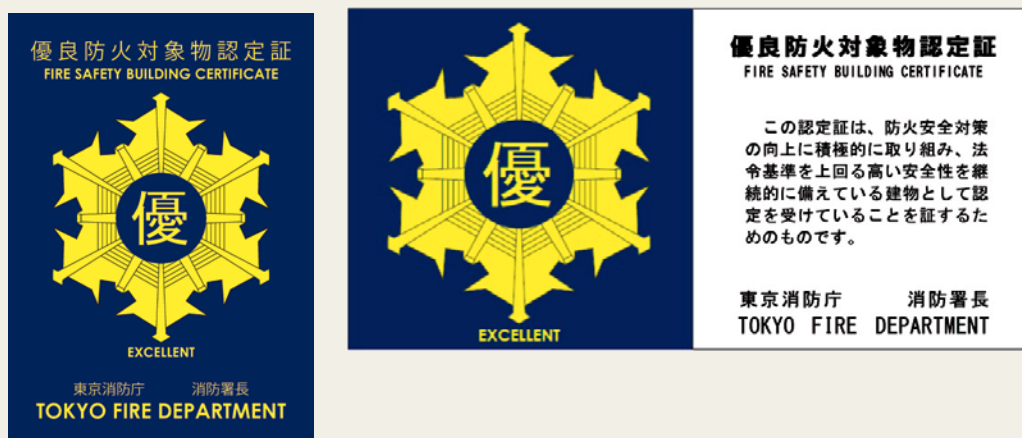
ウ 安全・安心情報の発信

優良防火対象物として認定されている建物、公表制度の対象となる消防関係法令違反のある建物及び消防法に基づき命令を受けている建物については、東京消防庁ホームページへの掲載や東京消防庁本

部または管轄消防署等での閲覧による情報提供を行っています。また、建物の安全・安心情報として、地図情報サービスを東京消防庁ホームページや東京消防庁公式アプリ（243 ページ参照）で提供しており、それらの建物の位置等を地図上で表示し、確認することができます。



■ 図表2-6-4 優良防火対象物認定証



(5) 点検報告制度

ア 消防用設備等点検報告制度

消防法では、火災が発生した場合に、消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備などの消防用の設備を正常に作動させることができるように、消防用の設備が設置されている建物の関係者が消防設備士などの資格者に点検させるか、または自ら点検し、その結果を定期的に消防署長に報告しなければならない旨を規定しています。

※ 小規模の建物などは、有資格者以外でも点検できる場合がありますが、当庁では、点検時の安全面などを考慮し、有資格者による点検を推奨しています。

イ 防火対象物点検報告制度

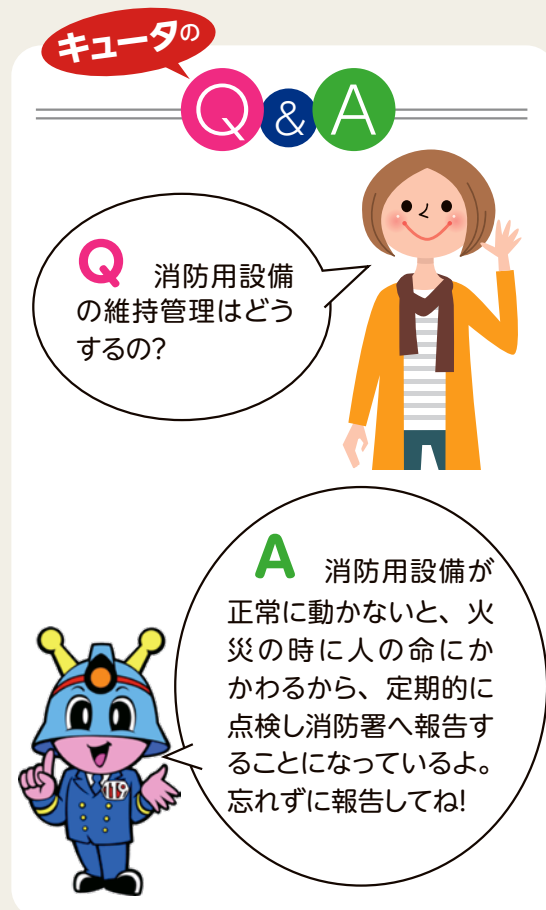
消防法では、大規模な建物や雑居ビルなどで屋内階段が1か所のみのもので、火災が発生すると人命危険が高いとされる建物とその建物に入居しているテナントの管理者が、防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水または消火活動上必要な設備の設置及び維持等の消防法令の遵守状況について、1年に1回、防火対象物点検資格者に点検させ、その結果を消防署長に報告しなければならない旨を規定しています。

建物の管理を開始してから3年以上継続して、火災予防に関する事項を遵守している管理者は、消防署長に申請し特例認定を受けた場合、3年間点検及び報告が免除されます。

ウ 防災管理点検報告制度

消防法では、地震やテロなどの災害による被害を軽減するため、大規模な建物とその建物に入居しているテナントの管理者が、防災管理業務その他地震及び特殊な災害による被害軽減のために必要な点検対象事項について、1年に1回防災管理点検資格者に点検させ、その結果を消防署長に報告しなければならない旨を規定しています。

建物の管理を開始してから3年以上継続して、防災管理に関する事項を遵守している管理者は、消防署長に申請し特例認定を受けた場合、3年間点検及び報告が免除されます。



4 防火防災管理

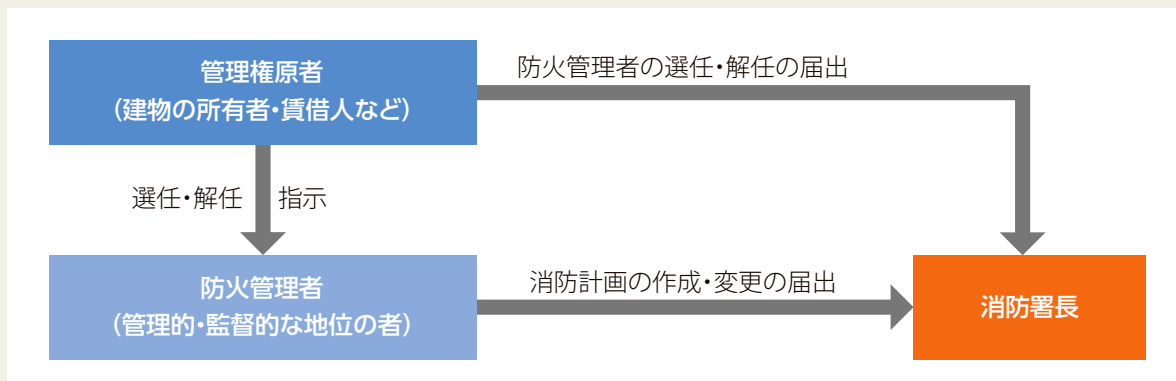
(1) 防火防災管理制度

ア 防火管理制度

学校、病院、百貨店などの多数の者が出入りする防火対象物で収容人員が一定規模以上のものの管理について権原を有する者（管理権原者）は、消防法や火災予防条例に基づき防火管理講習修了者等

の一定の資格を有する者のなかから、防火管理者を選任し、防火管理に係る消防計画の作成やその計画に基づく訓練の実施など、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けられています。（図表2-6-5）

■ 図表2-6-5 防火管理制度のしくみ



防火管理者の主な業務

- 防火管理に係る消防計画の作成
- 消火、通報及び避難の訓練の実施
- 消防用設備等の点検及び整備
- 火気の使用または取扱いに関する監督
- 避難または防火上必要な構造及び設備の維持管理
- 収容人員の管理
- その他防火管理上必要な業務

キュータの

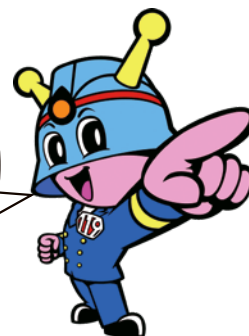
Q & A



防火管理者って何?

A

防火管理業務の推進責任者だよ。防火管理者を選任したら、消防署に忘れずに届出をしてね!

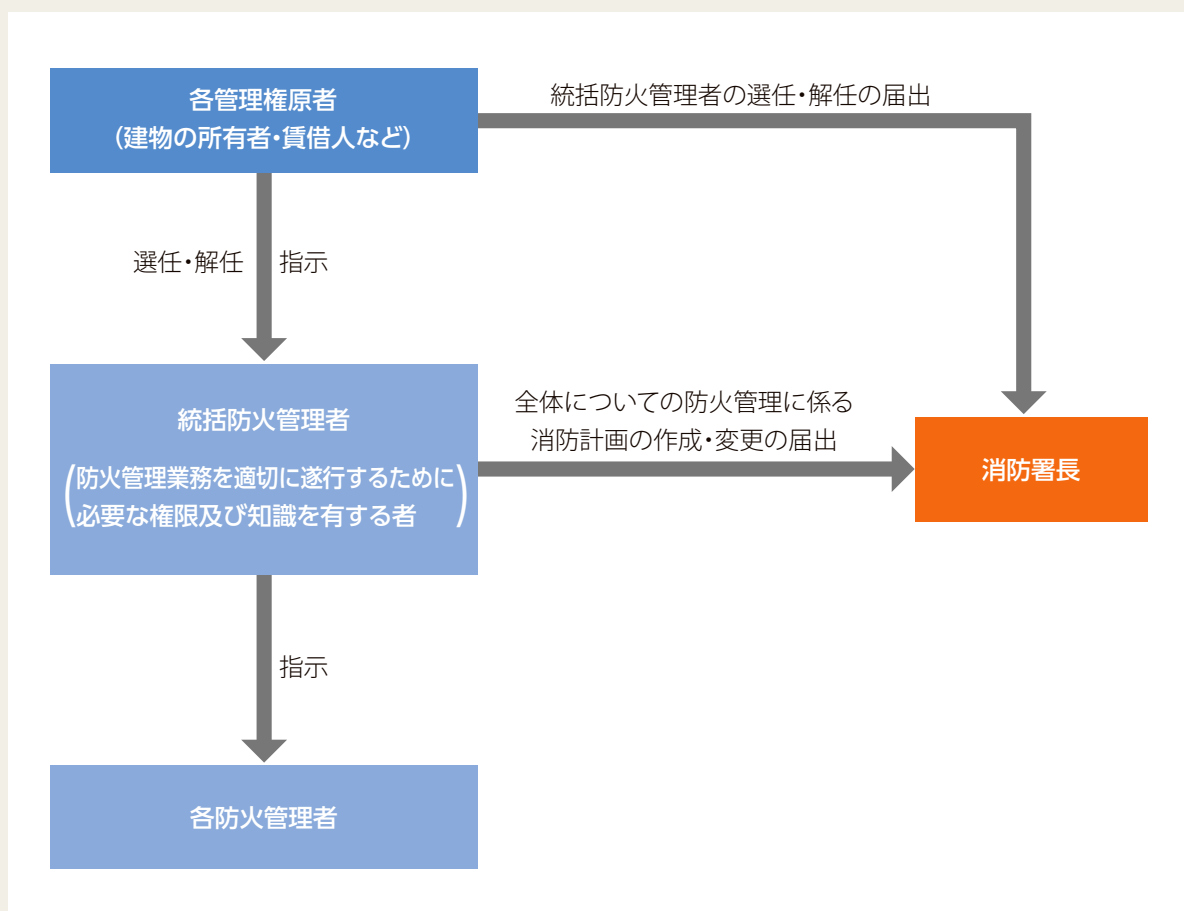


イ 統括防火管理制度

高層建物、一定規模以上の防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの、または地下街でその管理について権原が分かれているもののうち、消防長もしくは消防署長が指定するものの管理権原者は、消防法に基づき協議して統括防火

管理者を選任し、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の作成及びその計画に基づく訓練の実施、その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けられています。(図表2-6-6)

■ 図表2-6-6 統括防火管理制度のしくみ



統括防火管理者の主な業務

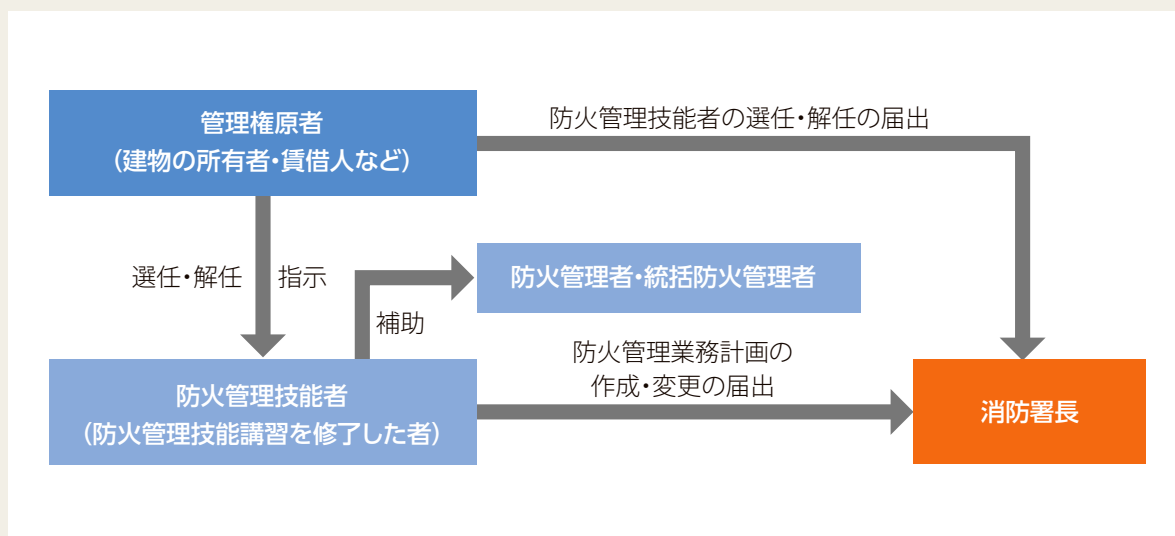
- 防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の作成
- 消火、通報及び避難の訓練の実施
- 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理
- その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務

ウ 防火管理技能者制度

防災センターを設置するような大規模な防火対象物の管理権原者は、火災予防条例に基づき防火管理技能者を選任し、防火管理業務計画を作成させ、防火管理者

及び統括防火管理者が行う防火管理業務の補助を行わせることを義務付けられています。(図表2-6-7)

■ 図表2-6-7 防火管理技能者制度のしくみ



防火管理技能者の主な業務

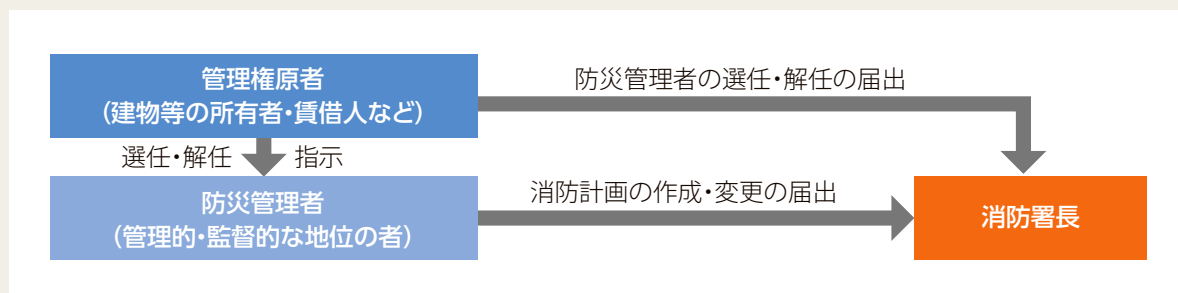
- 防火管理業務計画の作成
- 防火管理業務の補助の実施
- 防火管理の業務に従事する者に対する必要な指示
- 防火管理業務の補助の実施記録の作成

エ 防災管理制度

南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模地震の発生が危惧されていることから、地震等の災害による被害の軽減のため、一定規模以上の大規模な建物等の管理権原者は、消防法に基づき防災管理講習修了者等の一定の資格を有する者のな

かから、防災管理者を選任し、防災管理に係る消防計画の作成やその計画に基づく避難訓練を年1回以上実施するなど、防災管理上必要な業務を実施させることを義務付けられています。(図表2-6-8)

■ 図表2-6-8 防災管理制度のしくみ



防災管理者の主な業務

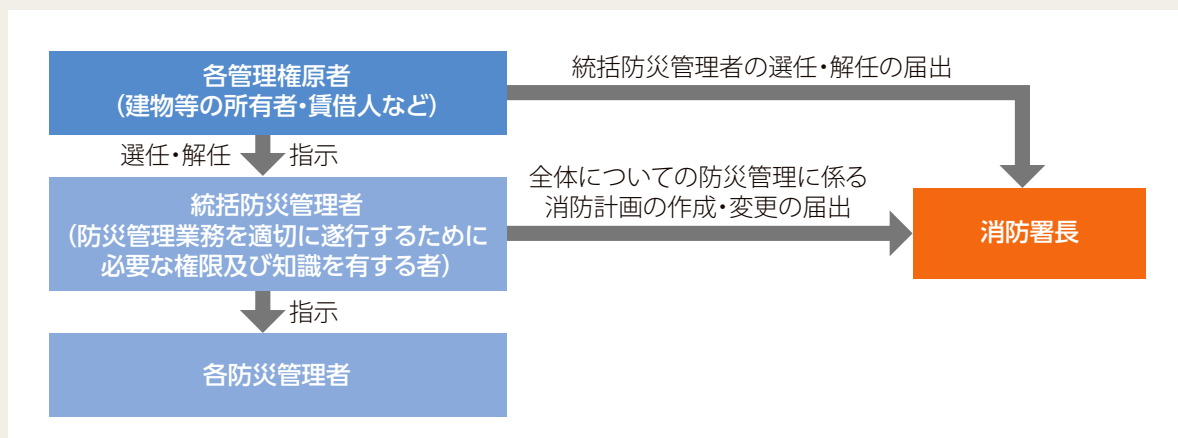
- 防災管理に係る消防計画の作成
- 避難の訓練の実施
- その他防災管理上必要な業務

オ 統括防災管理制度

防災管理を要する建物等で、その管理について権原が分かれているものの管理権原者は、消防法に基づき協議して統括防災管理者を選任し、建物等の全体についての防災管理に係る消防計画の作成及

びその計画に基づく訓練の実施、その他建物等の全体についての防災管理上必要な業務を行わせることを義務付けられています。（図表2-6-9）

■ 図表2-6-9 統括防災管理制度のしくみ



統括防災管理者の主な業務

- 防災管理対象物の全体についての防災管理に係る消防計画の作成
- 避難の訓練の実施
- 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理
- その他防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務

(2) 自衛消防隊及び自衛消防訓練

ア 自衛消防隊

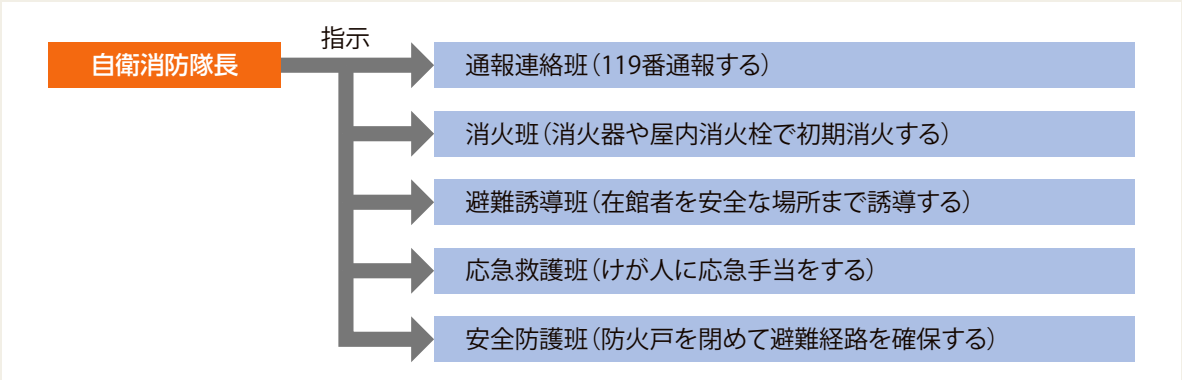
事業所で、火災などの災害が発生した場合には、119番通報、初期消火、避難誘導などといった被害を最小限に抑えるための自衛消防活動を行わなければなりません。

このため、事業所では自衛消防隊を組織します。自衛消防隊は、初期消火や避難誘導など任務ごとの班を編成し、それぞれの班に従業員を割り振って効率的な自衛消防活動を行えるようにします。(図表2-6-10)



▲ 自衛消防訓練

■ 図表2-6-10 自衛消防隊の編成例とその主な任務



イ 自衛消防訓練

火災などの災害は突然起こるものであり、普段とは異なる心理状態の中で活動しなければならないため、自衛消防隊を編成しただけでは、事業所を守ることはできません。どんな時でも冷静に活動できるように、定期的に自衛消防訓練を実施し、災

害発生時のシミュレーションをしておくことが重要です。特に百貨店、病院、ホテル、劇場及び地下駅舎など不特定多数の人が出入りする事業所では、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施することが義務付けられています。(図表2-6-11)

■ 図表2-6-11 自衛消防訓練の例

種類	内 容
総合訓練	火災の発見から消防隊到着までの消火、通報、避難などの一連の自衛消防活動を総合的に実施する訓練
消火訓練	消火器や屋内消火栓などの操作要領を確認する訓練
通報訓練	119番通報の要領を確認する訓練
避難訓練	避難経路の確認や避難誘導要領を確認する訓練
その他の訓練	地震、風水害等を想定した図上演習、自衛消防活動に使用する設備の取扱い訓練等

「ネットで自衛消防訓練」



みなさんは、訓練というとどんなことを思い浮かべますか？多くの方がこれまでの経験から、「放送の指示に従って一斉に避難し、みんなで集まって、消火器の使い方を教わった。」というような訓練を思い浮かべたのではないのでしょうか。

東京消防庁では、集まらずにできる新しい訓練の方法として「ネットで自衛消防訓練」をホームページで公開しています。「ネットで自衛消防訓練」は、火災の発見、119番通報、初期消火、避難誘導や、消防用設備の使い方の映像を視聴した後、自分が勤務する建物に設置されている消防用設備等や避難経路を個々に確認する訓練で、いつでも、どこでも、ひとりでも実施することができます。令和6年2月には、「ネットで自衛消防訓練（地震編）」を公開し、現在、「ネットで自衛消防訓練」は、火災編、消防用設備等の取扱い編、小規模社会福祉施設編、地震編の4本で構成されています。

次の活用例を参考に、実動での訓練と「ネットで自衛消防訓練」をうまく組み合わせることで全ての従業員が訓練に参加できるようにし、災害対応力を向上させていきましょう。

- 活用例①：実動での訓練が難しい→「ネットで自衛消防訓練」で訓練を実施
活用例②：実動での訓練を実施したが参加できない人がいる→「ネットで自衛消防訓練」を併用

火災の発見のポイント



▲「ネットで自衛消防訓練（火災編）」火災の発見のポイント（動画）



▲「ネットで自衛消防訓練（消防用設備等の取扱い編）」
屋内消火栓設備の使用（動画）



▲「ネットで自衛消防訓練（小規模社会福祉施設編）」
通報時の様子（動画）



▲「ネットで自衛消防訓練（地震編）」緊急地震速報を受信した場合の活動（動画）

ウ 自衛消防隊を強化する制度

近年の建物の大規模化に伴い、建物の管理システムが高度化し、システムを監視・操作する専門的な知識が必要になります。また、火災のほか大規模地震やテロなどの発生も危惧されています。

これらの状況から、消防法や火災予防条例では、様々な災害に対応するため、大規模・高層の建物に対して資格取得者や講習修了者を配置することを義務づけ、自衛消防隊の強化を図っています。（図表2－6－12）



■ 図表2－6－12 自衛消防隊を強化する3つの制度

制度の名称	制度の概要	必要な資格や講習
		根拠法令
自衛消防組織	自衛消防組織の統括管理者と主要な班長を資格者にして、災害発生時に的確な活動ができるようにする。	自衛消防業務講習
		消防法第8条の2の5
防災センター要員	防災センターで消防用設備等の監視、操作をするとともに自衛消防活動を行う人を有資格者にして、災害発生時に的確な活動ができるようにする。	防災センター要員講習 自衛消防技術認定証
		火災予防条例第55条の2の3
自衛消防活動 中核要員	自衛消防活動の中核となる人を資格者にして、災害発生時に的確な活動ができるようにする。	自衛消防技術認定証
		火災予防条例第55条の5

(3) 事業所からの迅速な119番通報制度

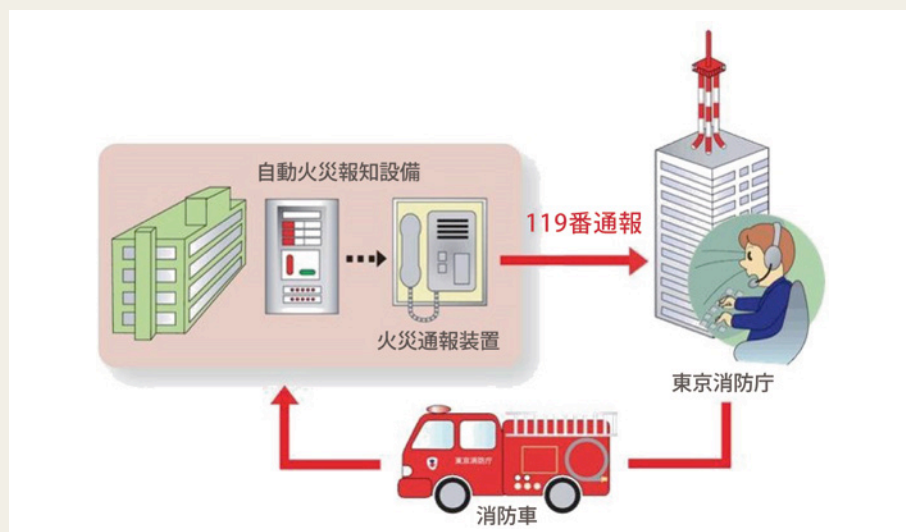
火災による被害を最小限に抑えるためには、火災の早期発見、速やかな119番通報が非常に重要です。東京消防庁では、速やかかつ確実な119番通報を目的として

ホテル、病院等だけでなく、あらゆる事業所を対象とした通報制度を整備し、運用しています。

ア 事業所火災直接通報

建物に設置してある自動火災報知設備が作動すると、火災通報装置から自動的に所在、名称などが119番通報されるものです。(図表2-6-13)

■ 図表2-6-13 事業所火災直接通報のしくみ

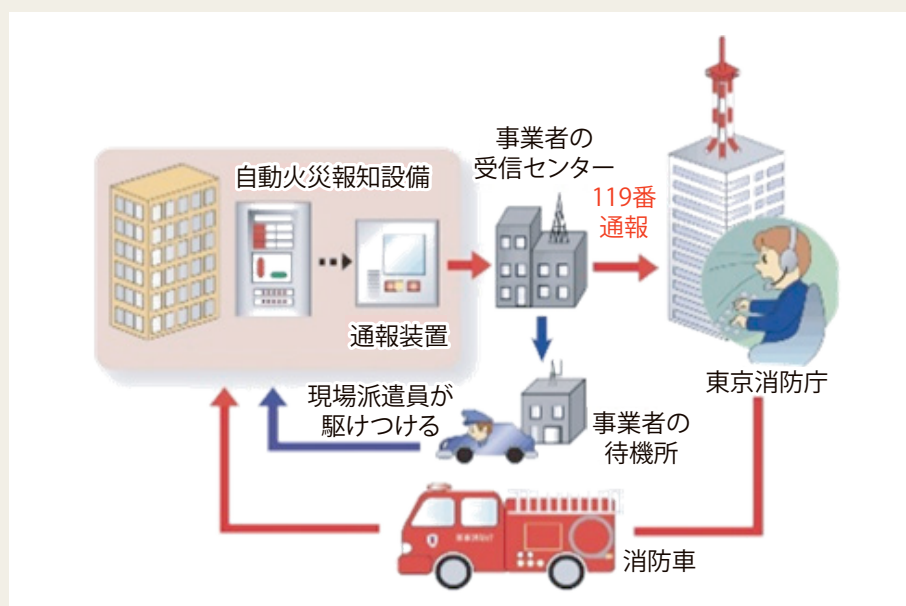


イ 事業所火災代理通報

建物に設置してある自動火災報知設備が作動すると、その信号を契約している認定通報事業者が受信センターで受信し、119番通報するとともに、現場派遣員が駆けつけるものです。(図表2-6-14)

適正な通報、駆けつけ体制が確保されている事業者は、東京消防庁認定通報事業者として認定しています。(201 ページ参照)

■ 図表2-6-14 事業所火災代理通報のしくみ



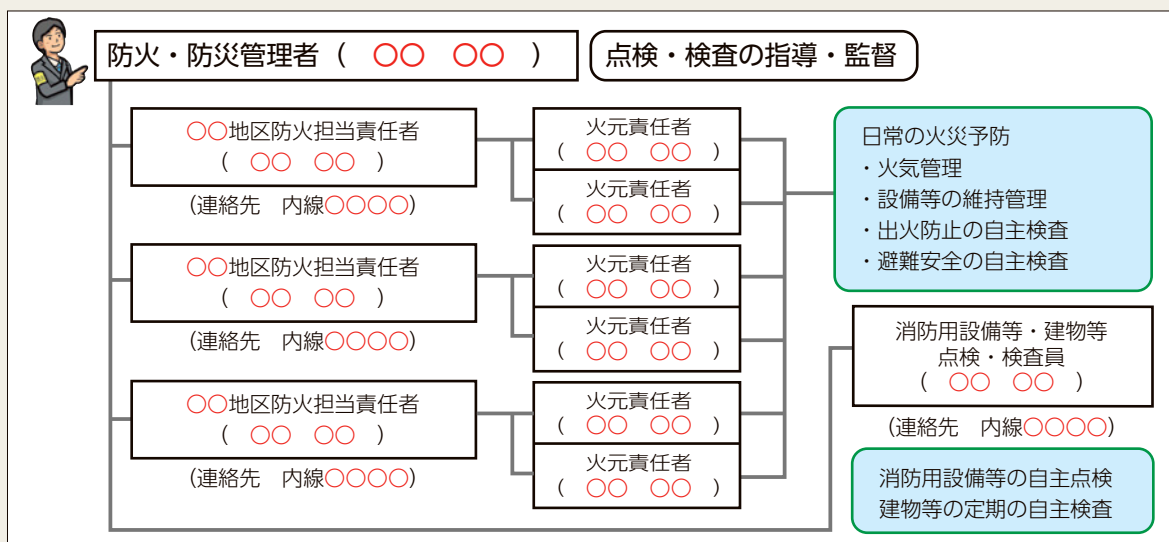
東消ビルディング消防計画（例）

● 点検・検査業務



防火・防災管理者 (〇〇 〇〇)

(連絡先 内線〇〇〇〇)



● 防火・防災教育

火災予防運動時期に実施（〇〇月、〇〇月） 新入社員教育（〇〇月、〇〇月）

従業員が守るべき事項の周知

- ・避難施設の維持
- ・防火設備の維持
- ・火気管理ルール
(喫煙、危険物品、火気使用等)

火災時の対応の周知

- ・ 119 番通報、防災センター連絡
- ・ 消火器等による初期消火
- ・ 避難要領、避難経路の周知

地震時の対応の周知

- ・身の安全の確保
- ・出火防止
- ・出火時の初期消火
- ・一斉帰宅抑制

● 管理業務

- ・収容人員の管理
- ・工事中の安全対策の樹立
- ・火気の使用制限、臨時の火気使用の監督
- ・放火防止対策
- ・家具、じゅう器類等の転倒・落下・移動防止措置

- ・ 消防機関へ報告、連絡
- ・ 防火管理維持台帳の整備

● 自衛消防訓練

総合訓練 (〇〇月、〇〇月)

通報訓練

消防機関への通報
在館者への避難放送

部分訓練 (〇〇月)

消火訓練

各消火設備の 取扱い

部分訓練 (〇〇月)

避難訓練

避難指示
誘導員の配置
避難路の確保

部分訓練 (〇〇月)

応急救護訓練

応急手当
搬送要領

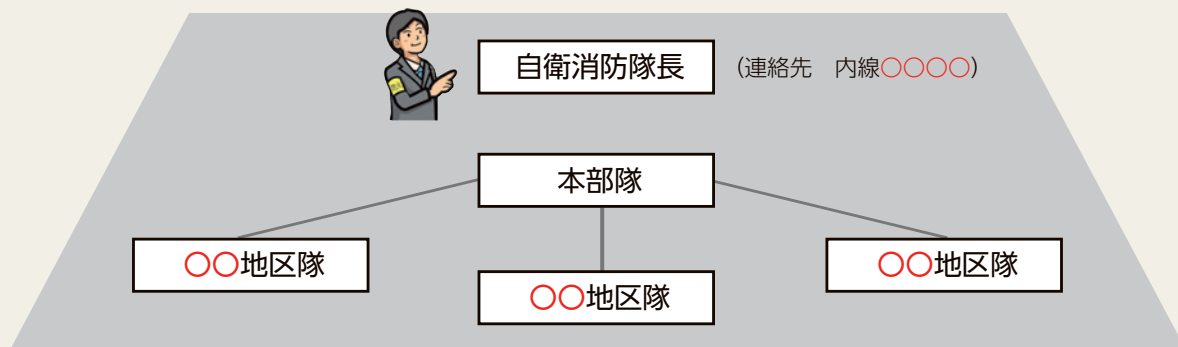
部分訓練 (〇〇月)

安全防護訓練

防火区画の設定
排煙設備の操作

部分訓練 (〇〇月)

東消ビルディング消防計画（例）



管理権原者（ 〇〇 〇〇 ）	
自衛消防隊長（ 〇〇 〇〇 代行者 〇〇 〇〇 ）	
本部隊	〇〇地区隊（連絡先 内線〇〇〇〇）
通報連絡班（ 〇〇 〇〇 ）	地区隊長（ 〇〇 〇〇 代行 〇〇 〇〇 ）
初期消火班（ 〇〇 〇〇 ）	通報連絡班（ 〇〇 〇〇 ）
避難誘導班（ 〇〇 〇〇 ）	初期消火班（ 〇〇 〇〇 ）
応急救護班（ 〇〇 〇〇 ）	避難誘導班（ 〇〇 〇〇 ）
安全防護班（ 〇〇 〇〇 ）	応急救護班（ 〇〇 〇〇 ）
	安全防護班（ 〇〇 〇〇 ）
〇〇地区隊（連絡先 内線〇〇〇〇）	〇〇地区隊（連絡先 内線〇〇〇〇）
地区隊長（ 〇〇 〇〇 代行 〇〇 〇〇 ）	地区隊長（ 〇〇 〇〇 代行 〇〇 〇〇 ）
通報連絡班（ 〇〇 〇〇 ）	通報連絡班（ 〇〇 〇〇 ）
初期消火班（ 〇〇 〇〇 ）	初期消火班（ 〇〇 〇〇 ）
避難誘導班（ 〇〇 〇〇 ）	避難誘導班（ 〇〇 〇〇 ）
応急救護班（ 〇〇 〇〇 ）	応急救護班（ 〇〇 〇〇 ）
安全防護班（ 〇〇 〇〇 ）	安全防護班（ 〇〇 〇〇 ）

災害発生時の対応（火災、地震等が発生した時の対応）

● 火災時

- ・通報連絡班（通） 119番通報、館内への非常放送、関係者への連絡、災害状況の情報収集
- ・初期消火班（初） 消火器・屋内消火栓等による消火活動
- ・避難誘導班（避） 出火階・直上階の優先避難、非常口の開放、エレベーターによる避難は行わせない
- ・応急救護班（応） 必要により救護所の設置、逃げ遅れ者の救出、負傷者の応急手当の実施
- ・安全防護班（安） 排煙口の操作、防火戸、防火シャッター等の閉鎖

● 地震時

- ・身の安全の確保
- ・（通）被害状況の把握
- ・（通）火災発生時の119番通報
- ・（応）負傷者等の初期救助、初期救護
- ・（応）エレベーターの閉じ込め者の対応
- ・（通）従業員家族の安否確認
- ・（避）在館者の避難誘導（倒壊危険時）
- ・（通）一斉帰宅の抑制（交通機関停止時）

● 大規模テロ等発生時

- ・身体防護措置の実施
- ・（通）119番通報（自己事業所で発生時）
- ・（避）屋外への退避指示、避難誘導
- ・（通）行政機関の指示を在館者に伝達
- 大雨又は強風時
- ・（安）浸水防止措置の実施
- ・（避）在館者の避難誘導（避難を要する時）

● 受傷事故発生時

- ・（通）119番通報
- ・（応）応急手当の実施（AED等）
- ・（応）必要により救護所の設置
- ガス漏えい事故発生時
- ・（通）ガス会社へ通報
- ・（通）119番通報
- ・（避）火気、電気の使用禁止と避難指示
- ・（安）緊急遮断弁閉止（ガス漏えいが継続する場合）

5 資格試験と講習

(1) 消防設備士

ア 消防設備士試験と免状の交付

消防設備士試験は、消防法に基づき消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識と技能について行うもので、試験の種類は甲種(6種類)、乙種(7種類)に区分されており、合格するとその区分の消防設備士免状の交付申請ができます。行政事務の効率的執行のため、一般財団法人消防試験研究センターに試験事務を委任し、また、試験合格者に対する免状の作成交付事務、写真書換え・再交付にかかわる免状作成等の事務についても委託しています。

イ 消防設備士講習

消防設備士免状の交付を受けている人が、消防法に基づき工事整備対象設備等の工事または整備に関する講習として受講するものです。

講習は免状の種類により指定区分(特殊消防用設備等、消火設備、警報設備、避難設備及び消火器)ごとに行われます。

また、指定区分が「特殊消防用設備等」の講習は、平成18年度から甲種特類の消防設備士免状の交付を受けている人を対象に実施しています。

なお、この講習事務の一部を公益財団法人東京防災救急協会に委託しています。

(2) 危険物取扱者

ア 危険物取扱者試験と免状の交付

危険物取扱者試験は、消防法に基づき危険物の取扱作業の保安に関して必要な知識及び技能について行うもので、試験の種類は甲種、乙種(6種類)、丙種に区分されており、合格するとその区分の危険物取扱者免状の交付申請ができます。

消防設備士試験と同様の趣旨により、一般財団法人消防試験研究センターに試験事務を委任し、試験合格者に対する免状の交付事務、写真書換え・再交付にかかわる免状作成等の事務も委託しています。

イ 危険物取扱者保安講習

消防法に基づき危険物取扱者で危険物施設において危険物の取扱作業に従事している人が受講するもので、危険物規制の趣旨、法令改正等の周知徹底及び危険物施設における保安管理の適正化を図るために行われています。

なお、この講習についても、事務の一部を公益財団法人東京防災救急協会に委託しています。

(3) 自衛消防技術試験と自衛消防技術認定証の交付

自衛消防技術試験は、火災予防条例に基づき、自衛消防業務を行う上で必要とする知識及び技術について行うもので、合格すると自衛消防技術認定証の交付申請ができます。

なお、同条例の規定による自衛消防活動中核要員は、高度な知識及び技術を有している必要があることから、自衛消防技術認定証の交付を受けていることを資格要件としています。

また、同条例の規定による防災センターには、防災センター要員講習を修了し、かつ、自衛消防技術認定証を有している者を置くことを義務付けています。さらに、地下駅舎には、同条例に基づき、自衛消防技術認定証を有する者のうちから、地下駅舎の自衛消防組織の長、またはこれに準ずる者を定めることを義務付けています。

(4) 防火・防災管理講習

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理権原者に対して、火災の発生を防止し、かつ、万一火災が発生した場合でもその被害を最小限にとどめるために防火管理に関する責任を課しており、その推進役として一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を行わせることが義務付けられています。

東京消防庁では、消防法施行令及び消防法施行規則に規定する防火管理講習を実施し、防火管理者を養成しています。

また、平成 21 年 6 月 1 日から防災管理制度が施行され、消防法において一定規模以上の建築物その他の工作物の管理権原者に対し、一定の資格を有する者のうちから防災管理者を選任し、防災管理上必要な業務を行わせることが義務付けられたため、消防法施行令及び消防法施行規則に規定する防災管理講習も実施しています。

なお、これらの講習事務の一部を公益財団法人東京防災救急協会に委託しています。

(5) 防災センター要員講習

火災予防条例に基づく「防災センター要員講習」には、新規講習の「防災センター技術講習」と再講習の「防災センター実務講習」があり、それぞれの講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に防災センター実務講習を受講することが必要です。

同条例の規定による防災センターには、自衛消防技術認定証を有し、かつ、防災センター要員講習を修了した人を置かなければなりません。

なお、この講習の実施機関として、一般社団法人東京防災設備保守協会が指定されています。

(6) 自衛消防業務講習

消防法に基づく自衛消防業務講習には、「自衛消防業務新規講習」及び「自衛消防業務再講習」があり、それぞれの講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に自衛消防業務再講習を受講することが必要です。

消防法の規定による自衛消防組織の統括管理者と主要な班長が受講する必要があります。

なお、東京では自衛消防業務講習を防災センター要員講習と併せて実施しています。

(7) 防火管理技能講習

防火管理技能講習は、火災予防条例に基づき、一定規模以上の建築物において、防火管理者の業務を補助する高度で専門的な知識・技術を有するスペシャリストを育成するための講習です。

「防火管理技能講習」及び「防火管理技能再講習」があり、防火管理技能講習修了

証の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に防火管理技能再講習を受けなければなりません。再講習を受けた日以降においても同様です。

なお、この講習の実施機関として公益財団法人東京防災救急協会が登録されています。

(8) 消防設備点検資格者講習と免状の交付

消防設備点検資格者講習は、消防法施行規則に基づき消防用設備等の点検に関して必要な知識と技能を修得するものです。講習の種類は1種（主として機械系統の設備）、2種（主として電気系統の設備）及び特種（特殊消防用設備等）に区分されており、修了考査に合格するとその区分の消防設備点検資格者免状の交付申請ができます。

また、消防設備点検資格者免状の交付を受けている人は、消防設備等の変化や法令改正に対応した最新の知識を得るために、5年ごとに再講習を受講することが必要です。再講習は免状の区分ごとに行われます。

なお、これらの事務は消防庁長官の登録を受けた法人である、一般財団法人日本消防設備安全センターが行っています。

(9) 防火安全技術講習

火災予防条例では、建物の防火安全性を一層向上させるため、消防設備業、建築設計業等に従事する者のうち、建物の避難の管理、火気使用設備等の設置または消

防用設備等の設置に係る計画もしくは当該計画に基づく工事に関する業務に従事する者は、防火安全技術講習の受講に努めなければなりません。

(10) 石油機器技術管理講習

火災予防条例に基づき、石油燃焼機器等の地震動等により作動する安全装置を設けることとされている火を使用する設備若しくは器具の設置工事又は修理を業として

行おうとする者は、石油機器技術管理講習の受講により、当該工事又は修理に関する必要な知識及び技術を習得し安全性を確保しなければなりません。



防災センター要員とは…

建物の安全を守る正義の味方

防災センター要員と聞くとどんなイメージを持ちますか？ マンションの管理人や、勤務先や出かけた先の建物で受付や警備を行っている警備員のようないメージでしょうか？ みなさんが普段目にするのはそういった業務に従事しているときかもしれませんが、防災センター要員は災害時にとても大切な役割を担っているのです。

建物には、消火のための消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、火災を知らせるための自動火災報知設備、放送設備、避難経路を守るための防火戸など、建物の安全を守るために様々な設備が設置されています。防災センターには、これらの設備が発する信号を一括して確認することができる総合操作盤という機器が設置されています。また、総合操作盤を監視、操作するとともに自衛消防活動を行う専門的な知識を持った防災センター要員が勤務しています。

ひとたび防災センターで異常を感知

すると、防災センター要員は、現場へ確認に向かい、火災の場合には、消火器や屋内消火栓設備による初期消火や避難誘導などを行います。一方、防災センターに残っている防災センター要員は、利用者が安全に避難できるように非常放送を流したり、設備を起動するなど様々な機器を操作して、初期消火や避難誘導を援護します。

さらに、けが人が発生した場合の手当、大地震により閉じ込められたり下敷きになったりした人の救助などにも対応します。

様々な災害に適切に対処するために、防災センター要員は、定期的に講習を受講し、様々な訓練を行うことで技術の向上に努め、建物の利用者の安全を守るための中心的な役割を果たしています。

今日も防災センターでは、防災センター要員という正義の味方が建物を見守っているのです。

6 火災調査

(1) 火災調査の目的

火災は、国民の生命、身体、財産に多大な損害を与えるもので、それらは当事者のみならず、延焼拡大することによって社会にも影響を及ぼし、混乱を与えます。このような火災をなくし、発生した火災による被害を最小限に留めるためには、火災の調査を実施して得られた資料を活用するのが最善の策といえます。

火災の調査は、消防組織法に規定され

る消防の任務を踏まえた消防機関の責務であり、火災予防の徹底に資することを本来の目的としています。さらに消防活動の効率化を図るための資料を得ることや、消防情報及び消防統計作成の資料を得ることも火災の調査を行う目的のひとつです。

また、捜査機関が行う捜査に協力することも副次的な目的とされています。

(2) 火災調査体制

ア 火災調査の責任

火災原因等の調査の義務は消防法に規定されており、各消防署長に管轄区域内の火災の調査に関する全ての責任があります。東京消防庁火災調査規程には、主任調査員と調査担当員を指定し、各調査員は調査技術の向上に努めなければならないと定められています。

イ 火災調査の人員

火災の原因調査は、様々な調査項目を順序立てて実施する必要があり、火災の発生と同時に各種調査があることを念頭に置いて、必要な調査員を火災となった対象物や被害の程度に応じて配置しています。

これらの調査に必要な人員は、火災の規模、現場における作業量により決定しており、小規模の火災では6人程度、数棟が全焼する等、規模の大きな火災では10人以上の調査員が火災の調査に従事しています。

ウ 火災の調査の範囲

消防法に基づく火災の調査の内容は、「火災の原因調査」と「火災及び消火のために受けた損害の調査」に分けられます。

(ア) 火災の原因調査

火災の原因調査は、出火原因調査を中心に多種の調査項目を分担し、組織的な調査をしています。

主な調査項目

- 出火原因（火災発生経過及び出火箇所）
- 発見の動機、通報及び初期消火の一連の行動経過
- 建物火災の延焼経路、延焼拡大要因等の延焼状況
- 避難経路、避難上の支障要因等の避難状況
- 消防用設備等及び特殊消防用設備等の使用または作動状況
- 住宅用火災警報器の状況（設置・作動等）

(イ) 火災の損害調査

火災の損害調査は、火災という燃焼現象そのもの及び避難等により受けた人的被害・物的損害、また、火災の消火・鎮圧活動をしたために受けた人的被害・物的損害を調査します。

また、損害調査は消防の立場から消防活動の効果を検証することも目的としており、今後起こり得る火災に対処する消防力の整備など、今後の消防施策の運営にも影響するものとなります。

主な調査項目

- 火災による死傷者、り災世帯、り災人員等の人的な被害及びその発生状況
- 火災による焼き、消火、爆発等による物的な損害の状況
- 火災により受けた物的な損害の評価、火災保険等の状況



▲ 現場見分の状況

(3) 火災調査業務

ア 火災調査の流れ

火災の調査は火災の覚知から始まり、火災出場時における調査や鎮火後の現場における調査を行います。また、事案によっては鑑識・鑑定・実験等の立証のための調査を経て最終結論を導いています。(図表2-6-15)

■ 図表2-6-15 火災調査の流れ



イ 調査結果の活用

火災の調査で得られた結果は、類似火災防止のための製造事業者及び関係業界に対する指導や安全・安心情報の発信など、火災予防施策に反映させています。

(ア) 類似火災の防止

火災の調査により今後も同種の事案が起こりうるであろうと予想される場合は、製造事業所等に改善や事故防止策を求めています。



▲ 製造物火災の鑑識

(イ) 安全・安心情報の発信

火災の調査結果から得られた情報を分析し、ホームページ等にて、火災の状況を情報提供しています。また、調査結果及び科学的物証から得た安全情報を報道発表するとともに、SNS等を活用して迅速な情報発信をしています。



▲ モバイルバッテリーから出火した状況



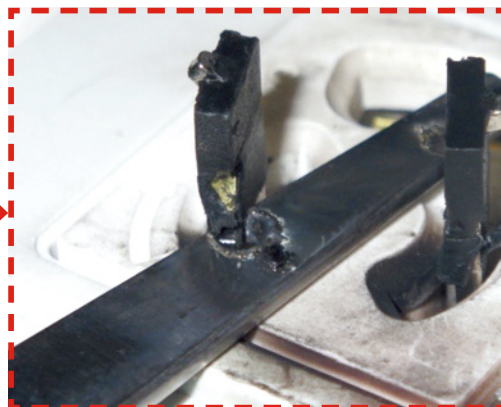
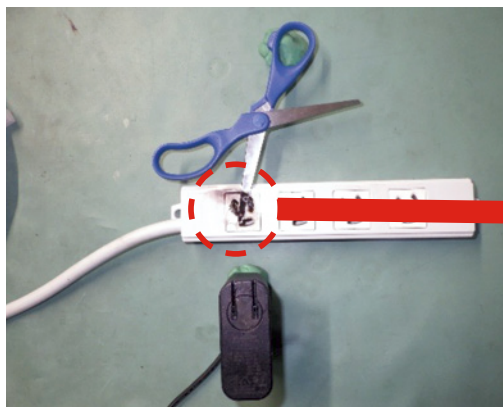
▲ ガストーチバーナーに起因した火災の再現実験



STOP！電気火災

～身近な製品からの火災事例～

差し込みプラグを抜くためにはさみを使用したため短絡して出火した火災



【火災を防ぐために】

テーブルタップには抜け止め機能として、差し込みプラグを接続したあと回転させ固定するものがあります。抜くときは、接続したときの逆方向に回転させて抜きます。機器の表面に方向が記載されている場合もありますので、よく確認しましょう。

また、接続する機器にはプラグ部分が回転するものがあり、抜け止め機能付きのテーブルタップには使用できない可能性もありますので、取扱説明書などをよく確認しましょう。

電子レンジで調理不可の食品を包装袋ごと加熱して出火した火災



【火災を防ぐために】

冷凍食品などの包装袋にはアルミが使用されているものがあり、包装袋ごと電子レンジで加熱すると、アルミが電波を透過しないため、それにより発熱やスパークが生じて出火する可能性があります。包装袋に記載されている調理方法をよく確認しましょう。